

---

---

# オーガニックなまちづくり アクションプラン

---

---

平成 29 年 3 月

平成 29 年 6 月 改訂

平成 30 年 6 月 改訂

木 更 津 市

# オーガニックなまちづくりアクションプラン

## 目 次

### 第1章 総論

1	本市の現状と今後のまちづくりの課題	1
2	オーガニックなまちづくりとは	1
3	オーガニックなまちづくり条例の主な内容	2
4	アクションプラン策定の目的	2
5	アクションプランの期間	2
6	アクションプランの施策体系	3
7	アクションプランの進行管理	3

### 第2章 各論

1	地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育む	4
2	自然と共に発展する持続可能なまちの基盤を整備する	7
3	多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築する	11

### 第3章 附属資料

1	その他主な取組の内容	15
2	木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例	19

# 第1章 総論

## 1 本市の現状と今後のまちづくりの課題

木更津市は、東京湾最大の自然干潟である盤洲干潟や万葉集に歌われた馬来田の峰が所在する上総丘陵を有するなど、海と山に囲まれた自然豊かなまちです。また、菅生遺跡や金の鈴が出土した金鈴塚古墳等の存在から、原始、古代より重要な地域として栄えたことがうかがえ、近世からは木更津船を通じた江戸との交流により港町として繁栄し、歌舞伎「与話情浮名横櫛（よわなさけうきなのよこぐし）」の舞台となるなど、江戸前独特の気風が育まれてきた、歴史、文化のあるまちです。

近年は、東京湾アクアライン等の広域的な幹線道路網の整備進展に伴い交通利便性が向上し、多様な都市機能が充実する中で、大型商業施設等が集積するとともに、定住・交流の人口が増加するなど、まちの活力が高まっています。

一方で、わが国は、少子高齢化が急速に進行するとともに、本格的な人口減少社会が到来するなど社会潮流が大きく変化しており、経済成長の鈍化や環境問題の深刻化等とあわせ、地方自治体は持続可能なまちづくりへの転換が求められています。現在人口が増加している本市についても例外ではありません。

## 2 オーガニックなまちづくりとは

将来にわたって持続可能なまちであるためには、地域の強みを活かし、魅力を高めていくことが必要です。本市は東京湾アクアラインを通じて都心に近接しながら、一方では豊かな里山・里海が残されており、また、商業をはじめ教育、医療等の都市機能が集積し、南房総の中心として栄えたまちの基盤があります。そして、伝統をつなぎ、新しい文化を創り、守ってきた市民の力があります。

近い将来には、本市も人口減少を迎えることが予測されている中、これら本市の強みを活かしてまちの魅力を高め、次の世代に責任をもって引き継いでいくためには、行政のみならず、地域一体となって取り組むことが求められています。そこで、市民・団体・企業等の力を結集するための旗印として、「オーガニック」があります。

本市は、「木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年3月策定、以下「総合戦略」という。）において、地方創生に向けた新たな視点として「オーガニックなまちづくり」を位置付けました。「オーガニック」を、「有機的なつながりを大切にして、地域や社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする考え方」と捉え、これをまちづくりの視点として、持続可能なまちを創り、次世代につないでいく「オーガニックなまちづくり」を推進するため、平成28年12月15日に「木更津市 人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例（平成28年条例28号、以下「オーガニックなまちづくり条例」という。）」を施行し、新たなまちづくりに向け、一步を踏み出しました。

### オーガニックとは？

持続可能な未来を創るために、  
地域、社会、環境等に配慮し、  
主体的に行動しようとする考え方



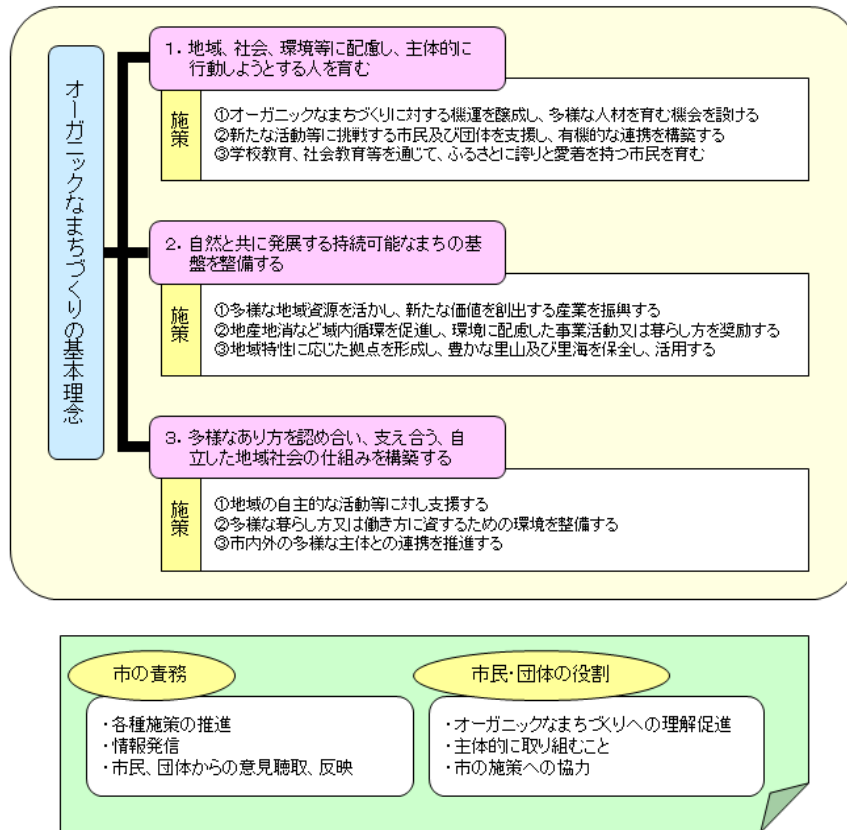
### オーガニックなまちづくりとは？

「オーガニック」をまちづくりの視点として、  
将来にわたって魅力あるまちとし、  
人と自然が調和した持続可能なまちとして、  
次世代に継承しようとする取組

地域社会を構成する多様な主体と  
一体となって進めます！



### 3 オーガニックなまちづくり条例の主な内容



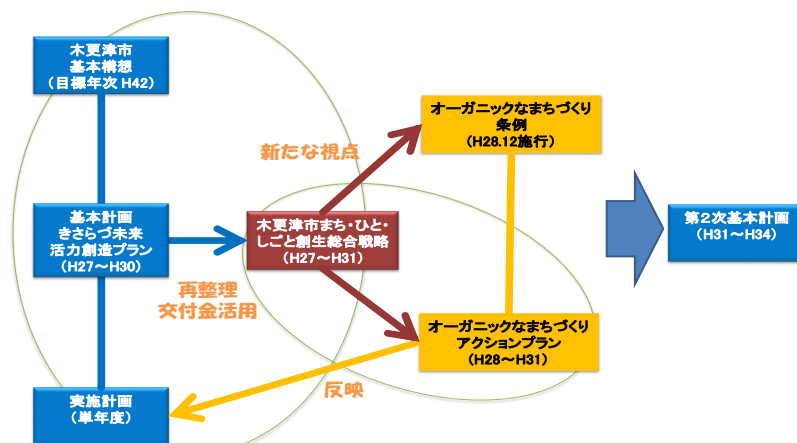
### 4 アクションプラン策定の目的

「オーガニックなまちづくりアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）は、オーガニックなまちづくり条例 第4条に掲げる施策に関し、先導的かつ重点的な取組を「リーディングプロジェクト」として位置づけるとともに、その他の取組とあわせ効果的に実施していくための行動計画として策定します。

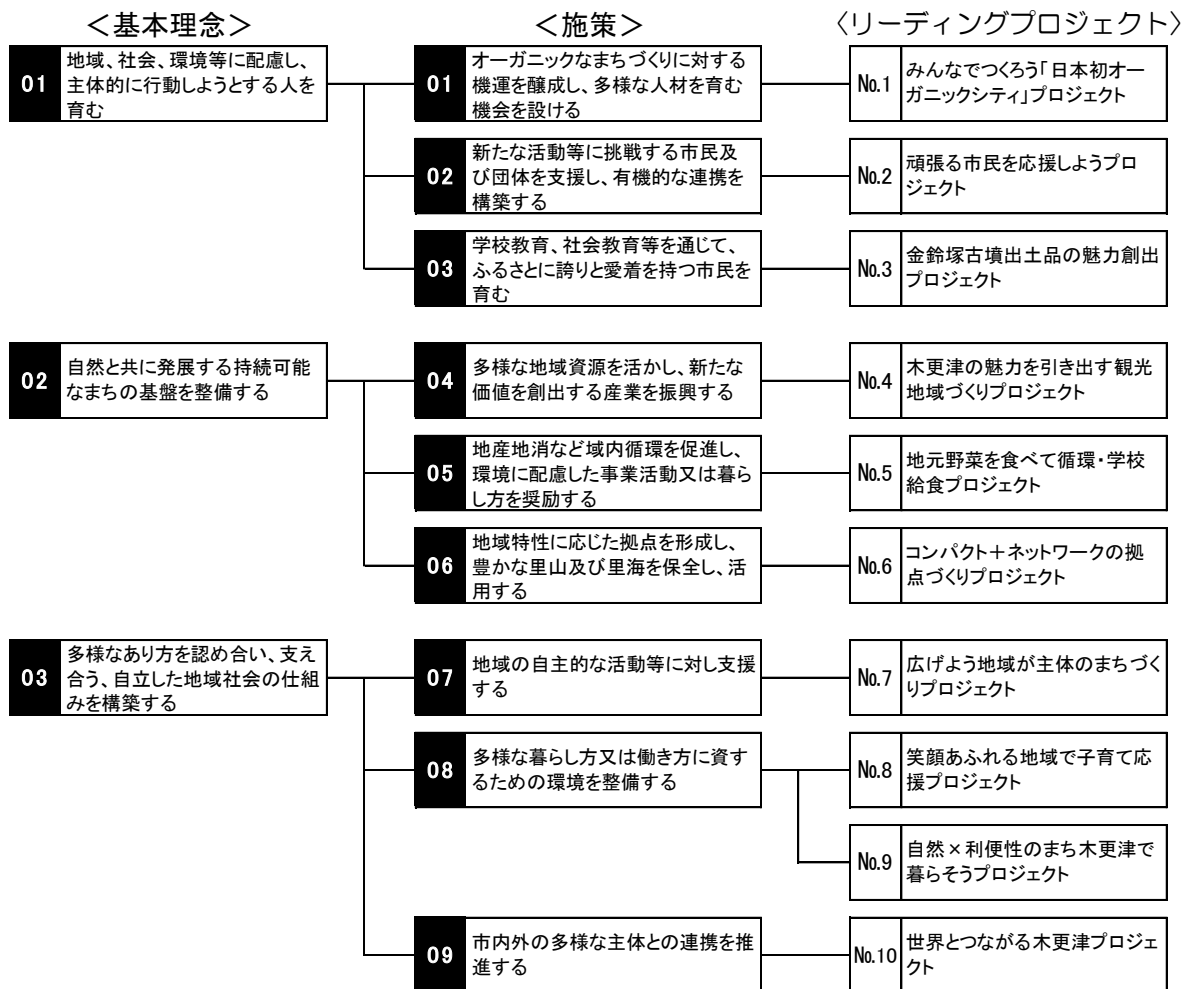
### 5 アクションプランの期間

アクションプランの期間は、総合戦略との整合を図る観点から、平成28年度から平成31年度までとします。

アクションプランと基本構想・基本計画等との関係(イメージ)



## 6 アクションプランの施策体系



## 7 アクションプランの進行管理

アクションプランは、基本計画や総合戦略の進行管理との整合を図りながら、毎年度 進行管理を実施し、取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

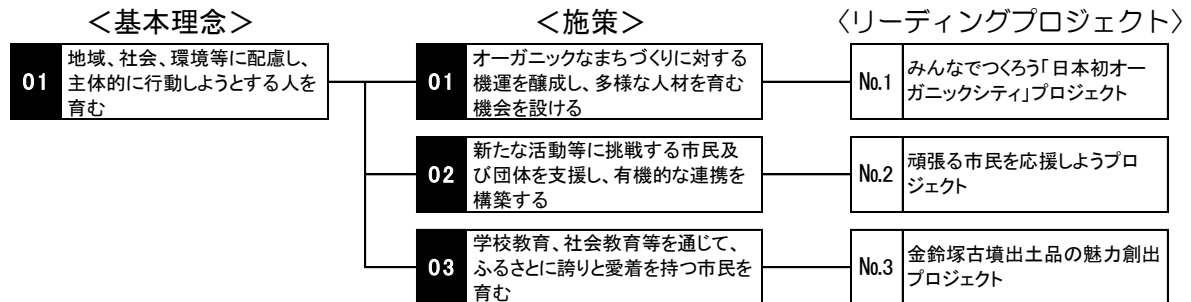
## 第2章 各論

### 1 地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育む

#### (1) 基本的な考え方

わが国では、急激な少子高齢化の進行に伴い、地域の活力の低下やつながりの希薄化、担い手不足等の課題が顕在化しています。現在人口が増加している本市も、近い将来には人口が減少し、これまでのまちづくりの仕組みでは、対応することが困難な時代が到来することが予測されています。本市では、これまでも市民や団体等の自発的なまちづくり活動が実践されていますが、将来にわたって魅力ある持続可能な地域社会を創り、次の世代に引き継いでいくためには、改めて、有機的なつながりを大切にして、地域や社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育み、地域一体となって取り組むことが必要となります。

このため、オーガニックなまちづくりに対する機運を醸成し、多様な人材を育む機会を設けます。また、新たな活動等に挑戦する市民・団体への支援や有機的な連携の構築を図ります。さらに、様々な機会を通じてふるさとに誇りと愛着を持つ市民を育みます。



#### (2) リーディングプロジェクト

##### No.1 「みんなでつくろう「日本初オーガニックシティ」プロジェクト」

オーガニックなまちづくりを地域一体となって推進するため、基本理念や施策の方向等を定める「オーガニックなまちづくり条例」を制定し、取組の発表や交流の場となるフェスティバルを開催します。また、「オーガニックアクションパートナーズ」登録制度を導入し、取組の輪を広げていくとともに、市民・団体・企業等が取組を進めるための活動目標の設定及び評価の仕組みづくりや「(仮称)オーガニックなまちづくり大賞」表彰等の取組を進めます。併せて、「オーガニックなまちづくり」を実践している企業を「オーガニックアクション宣言企業」として登録し、取組内容を対外的にPRすることで、さらなる活動の推進を図ります。さらに、有識者とまちづくりのビジョンについて懇談する場の設置について検討を行います。これらの取組により、日本初となるオーガニックシティとしてのブランドの確立を図ります。

#### ●めざそう値

指標	策定時	現状	めざそう値
オーガニックアクションパートナーズ登録者数	—	62名・団体 (H30.4.1現在)	650名・団体 (H31年度)

●具体的な取組

取組名（担当課）	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
オーガニックなまちづくり条例の制定（企画課）	制定・施行	—	—	—
オーガニックシティフェスティバルの開催（企画課）	開催	▶	▶	▶
オーガニックアクションパートナーズ登録制度の構築・運用（企画課）	制度構築	実施	▶	▶
オーガニックアクションの評価システムの構築・運用（企画課）	検討	制度設計	運用開始	▶
（仮称）オーガニックなまちづくり大賞表彰制度の導入（企画課）	—	検討	表彰	▶
持続可能なまちづくりのビジョン共有に向けた取組（秘書課）	—	検討	実施	▶
オーガニックアクション宣言企業登録制度の構築・運用（企画課）	—	制度構築	実施	▶

\*「▶」は前年度と同様の取組を表します。

**No.2 「頑張る市民を応援しようプロジェクト」**

様々な市民活動に対する支援や有機的な連携の構築に向け、平成29年度から市民活動支援センターに新たに指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かした支援の充実を図ります。

また、市民活動団体等が主体となっていく福祉・環境・教育・文化・スポーツなどの公益性のある取組に対し、財政面で支援を行います。

●めざそう値

指標	策定時	現状	めざそう値
市民活動支援センターの登録団体数	56 団体 (H29.2.14 現在)	84 団体 (H30.3.31 現在)	90 団体 (H31 年度)

●具体的な取組

取組名（担当課）	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
市民活動支援センターによる市民活動への支援の充実（市民活動支援課）	実施	指定管理者導入	▶	▶
協働のまちづくり活動への支援（市民活動支援課）	実施	▶	▶	▶

**No.3 「金鈴塚古墳出土品の魅力創出プロジェクト」**

ふるさとに誇りと愛着を持つ市民を育むため、国の重要文化財である「金の鈴」などの上総木更津金鈴塚古墳出土品について、考古遺物として県内初の国宝指定に向け、国や県の指導のもと学術的な整理作業を実施し、本市の新たな価値の創出を図ります。また、こうした取組を各小中学校の授業の中で触れるとともに、広く市民に対し情報発信を行うことで、郷土博物館金のすずの来館者の増加を図ります。

●めざそう値

指標	策定時	現状	めざそう値
国宝化をめざします	—	—	—

●具体的な取組

取組名（担当課）	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
金鈴塚古墳出土品の国宝化をめざした調査研究（郷土博物館金のすず）	実施	▶	▶	▶
金鈴塚古墳出土品の魅力創出に向けた取組のPR活動（文化課・郷土博物館金のすず）	—	実施	▶	▶

**（3）その他の主な取組**

①環境に配慮し主体的に行動する人を育む（まち美化推進課／施策01）

市民・団体・企業等が主体となったまち美化活動への支援やリサイクルフェア開催によるごみ減量化に対する意識の醸成等を通じて、環境や地域等に配慮し主体的に行動することができる人を育みます。

②健康づくりに対する意識の高揚と支援（スポーツ振興課・健康推進課／施策01）

各種スポーツ大会や「きさらづ健康ウィーク」、「健康マイレージ」等の実施を通じて、市民の健康づくりに対する意識の醸成を図ります。また、食育啓発活動や生活習慣病発症予防等により、市民の健康の保持増進を図ります。

③国際感覚を持つ人材の育成（まなび支援センター／施策01）

小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、児童生徒が言語や異文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育むことにより、国際感覚を持った人材の育成につなげます。

④主体的に行動しようとする人材の育成（学校教育課・まなび支援センター・生涯学習課／施策01）

本市独自の「算数・数学検定」の実施等を通じて、児童生徒等の主体的な学びと挑戦の機会を提供します。また、少年自然の家キャンプ場を拠点とした青少年の自然体験活動の促進等により、生きる力と豊かな人間性を育みます。

⑤地域で支える教育の人材育成（学校教育課／施策01）

学校支援ボランティアの活動を通じて、地域全体で子どもたちの健全育成を推進するという意識を醸成するとともに、地域の大人と子どもたちの結びつきを強化し、子どもたちの心の教育を推進します。

⑥地域のまちづくりを担う人材の育成（生涯学習課・中央公民館・自立支援課・観光振興課／施策01）

市民公開講座や保育ボランティア入門講座、女性生活セミナー、生涯学習フェスティバル、地域課題に取り組む事業等を通じて、市民の学習機会を提供することにより、地域のまちづくりを担う人材を育みます。また、市民後見人の育成に向けた取組等によって、地域生活での高齢者、障害者支援ができる人材を育成します。

⑦地域防災を支える人材の育成（危機管理課／施策01）

自主防災訓練に対する支援や実務者講習開催等を通じて、自治会・自主防災組織・ボランティア等の地域における自主的な防災活動を支える人材育成を推進します。

⑧行政運営を担う人材の育成（職員課・生涯学習課／施策01）

自ら考え、その解決のために積極的に行動する市職員を育成するため、人材育成基本方針を改訂します。また、社会教育関係職員をはじめ、市職員が、地域においてコーディネーターやファシリテーターとしての役割を果たすことができるよう、研修等を通じて人材育成を図ります。

⑨事業活動に挑む人への支援（産業振興課／施策02）

産業・創業支援センターを拠点として、市内で創業・出店をめざす個人や経営上の課題をもつ企業・団体を対象に、相談業務や情報提供等の支援を行います。

⑩ふるさとに誇りと愛着を持った市民を育む（まなび支援センター・文化課・都市政策課／施策03）

小学校3・4年生が社会科で使用する副読本を編集・活用することにより、地域の一員としての自覚や誇り、愛情を育むとともに、新たな『木更津市史』の編さんや木更津らしい景観を守ることで、ふるさとに誇りと愛着を持つ市民を育みます。

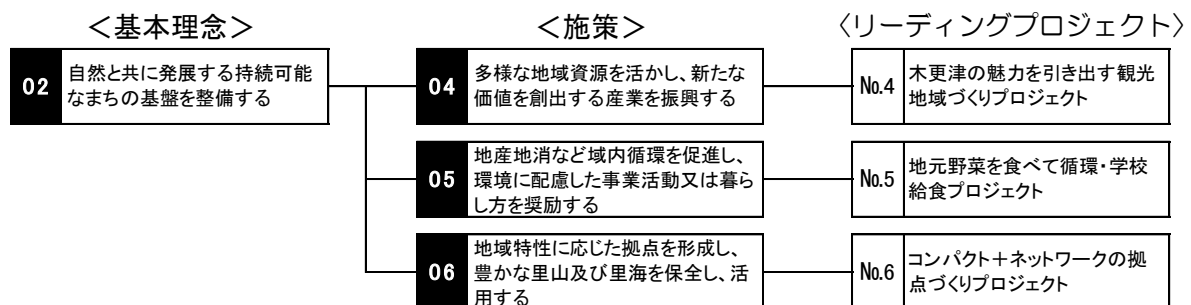


## 2 自然と共に発展する持続可能なまちの基盤を整備する

### (1) 基本的な考え方

本市には、首都圏において非常に貴重な自然干潟や蜆が生息するなど生物多様性を育む里山等の豊かな自然が残されています。また、商業、教育、業務、医療機能等の多様な都市機能が集積しており、木更津港や神社・仏閣、大型商業施設など、数多くの地域資源にも恵まれています。こうした強みを活かし、自然と共に発展する持続可能なまちの基盤の整備をめざします。

このため、多様な地域資源を大切に磨き上げ、新たな価値を創出する産業を振興します。また、地産地消など域内循環を促進するとともに、空気・水・土などに対し、生態系の復元力を超える負荷をかけることのないよう配慮した農林水産業や工業、商業、暮らし方を奨励します。さらに、地域特性に応じた拠点づくりを進めるとともに、豊かな里山や里海などを保全します。



### (2) リーディングプロジェクト

#### No.4 「木更津の魅力を引き出す観光地域づくりプロジェクト」

多様な地域資源を活かし、新たな価値を創出する観光づくりを推進するため、市内の関係団体や事業者等と合意形成を図りながら、戦略的なマーケティング調査・分析に基づく観光プロモーションや観光ツアー造成などを行い、「観光地域づくりの推進役」を担う民間主導の組織である「木更津版DMO\*」の設立及び設立後の活動を数年にわたり支援します。また、自然体験プログラムをテーマとしたメニューを創生し、着地型観光プログラムの実現をめざします。さらに、海外からの観光客誘致に向けて、都心との近接性等を活かした、自然とのふれあいや新鮮な食材などを、官民一体で宣伝していきます。

#### ●めざそう値

指標	策定時	現状	めざそう値
延べ宿泊者数（年間）	483,664 人泊 (H28年)	492,203 人泊 (H29年)	610,000 人泊 (H31年)

#### ●具体的な取組

取組名（担当課）	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
木更津版DMOの設立及び運営に対する支援（観光振興課）	検討	設立・運営支援	運営支援	▶
自然体験観光の推進（観光振興課）	実施	▶	▶	未定
インバウンド観光の推進（観光振興課）	実施	▶	▶	▶

\*Destination Management/Marketing Organization（デスティネーション・マネジメント/マーケティング・オーガニゼーション）の略。

## No.5 「地元野菜を食べて循環・学校給食プロジェクト」

地産地消を促進し、環境に配慮した暮らしを奨励するため、市内の農村部に位置する小中学校において、地元農家が生産するオーガニック野菜等を給食食材に使用して、その残渣を校内に設置した生ごみ処理機で堆肥化し、地元農家へ還元する循環の取組を通して、食育を推進するとともに、地域経済の活性化を図ります。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、有機農産物等への需要が高まる中、学校給食への提供をはじめとして、有機米の生産促進に向けた取組を支援します。

### ●めざそう値

指標	策定時	現状	めざそう値
学校給食における千葉県産食材の使用割合	42.2% (H28年度)	34.1% (H30.3.31現在)	60.0% (H31年度)

### ●具体的な取組

取組名(担当課)	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
学校給食を活用した地域活性化への取組(学校給食課)	実施	実施校 拡大	▶	継続実施
有機米の生産促進に向けた取組(農林水産課)	検討	調査・研究	試行	実施
有機米を使用した学校給食の提供(学校給食課)	検討	▶	▶	一部実施



## No.6 「コンパクト+ネットワークの拠点づくりプロジェクト」

地域特性を活かした拠点の形成を推進するため、木更津駅周辺地区については、市庁舎などの公共施設の再配置や内港を含めた中心市街地のあり方について整理するとともに、環境の整備や良好な住宅の供給等による居住機能の強化に向けて、マンション建設補助・取得助成を推進します。また、賑わいづくりとして、「みなと木更津うみ祭り」や「木更津バル」、「木更津ナチュラルバル」、「イルミネーション設置」等の取組や、庁内横断的な組織の設置により、賑わいづくりの検討を実施します。さらに、木更津港が、新たな人々の受入拠点となるよう、大型外航クルーズ船の寄港実現に向け、基盤整備や誘致活動を推進します。

木更津東インターチェンジ周辺については、地方創生の拠点となる「道の駅」の整備を推進し、平成29年秋に開業します。

拠点間をつなぐネットワークについては、広域幹線道路網の整備効果を地域に波及させる道路網の整備を進めるとともに、地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な公共交通の実現をめざします。

良好な景観形成に向けて、植栽等の取組を行う団体に対し支援を行います。

●めざそう値

指 標	策定時	現 状	めざそう値
街なかの人口*	9,025 人 (H28.4.1 現在)	9,022 人 (H30.4.1 現在)	9,050 人 (H32.4.1)

\* 中心市街地活性化基本計画に定める地区の住民基本台帳に基づく人口

●具体的な取組

取組名（担当課）	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
内港周辺地区の魅力向上に向けた取組（産業振興課）	マスタープラン作成	事業スキームの検討/マーケティング調査	基本計画・実施計画作成	整備促進
マンション建設補助・取得助成による街なか居住の促進（市街地整備課・住宅課）	制度運用	補助実施	▶	▶
街なかの賑わい創出に向けた取組（観光振興課）	実施	▶	▶	▶
大型外航クルーズ船誘致に向けた取組（観光振興課）	誘致・課題整理	誘致・基盤整備	誘致	▶
地方創生の拠点となる「道の駅」の整備（農林水産課）	実施設計 工事着手	工事・開業	運営	▶
良好な景観形成の推進（都市政策課）	検討	実施	▶	▶
道路網の整備（土木課）	実施	▶	▶	▶
公共交通の再編に向けた取組（企画課）	基本方針策定	計画策定	計画に基づく取組	▶
電子地域通貨「アクアコイン」の導入普及促進に向けた取組（産業振興課）	—	検討	実施	▶

**（３）その他の主な取組**

①新たな価値を創出する企業誘致の推進（産業振興課／施策 04）

かずさアカデミアパークをはじめとする誘致拠点への企業立地を促進し、産業集積の進展や雇用の創出、既存企業との取引活発化など、市域全体にわたっての経済活動の活性化を推進します。

②持続可能な農業の振興（農業委員会事務局／施策 04）

農業委員と農地利用最適化推進委員（平成29年7月新設）との連携による農地パトロール（利用状況調査）や地区懇談会の開催等を通じて、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地（遊休農地）の発生防止・解消、新規参入の促進を図ります。

③環境に配慮した農業と地産地消の促進（農林水産課／施策 05）

有機農産物の生産促進を図るとともに、環境負荷の低減を図る資材の導入等の取組に対し支援を行います。また、流通事業者や飲食店等を対象に木更津産農林水産物のPRを行い、販路の開拓や木更津ブランドの定着等を図ります。さらに、地産地消の促進を図るため、食と農をテーマとするイベントを各種団体等と連携し開催します。

**④環境に配慮した行政による取組の推進（管財課・営繕課・施設課・市街地整備課・工務課／施策 05）**

公用車の更新にあたり、環境性能の優れた次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）や低燃費車両の導入に努めます。また、庁舎周辺の移動手段として公用自転車を導入し、環境負荷の低減を図ります。

オーガニックなまちづくりを踏まえた公共建築物整備の基本指針を策定するとともに、中郷小学校の整備にあたっては、木造建築や太陽光発電設備の設置を採用するなど、自然環境に配慮した取組を推進します。

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、温室効果ガスの吸収源対策に資する公園緑地の整備を推進します。

水道施設の特性を利用した効率的な小水力発電の取組について、経済性や導入方法等の検討を行います。

**⑤環境に配慮した暮らしの奨励（環境管理課／施策 05）**

太陽光発電設備や家庭用燃料電池設備（エネファーム）などの住宅用省エネルギー設備を設置する方に対して補助金を交付し、環境に配慮するとともに、家庭におけるエネルギーの安定確保やエネルギー利用の効率化・最適化を図ります。

**⑥循環によるまちづくりの推進（まち美化推進課／施策 05）**

3Rに積極的に取組むとともに、市内15小・中学校及び公立6保育園から発生した給食の残さを堆肥化するなど、ごみ減量化を推進します。また、「30・10運動」をはじめとする食品ロス削減の取組を推進します。

**⑦里山・里海の保全（環境管理課・農林水産課／施策 06）**

盤洲干潟の環境保全の取組を進め、干潟に対する市民意識の醸成を図るとともに、ボランティア団体が行う清掃活動に対し支援します。また、森林の再生に向けた取組や里山の保全活動等に対し支援を行います。

**⑧農村と都市との新たな交流拠点の形成に対する支援（都市政策課・農林水産課・産業振興課／施策 06）**

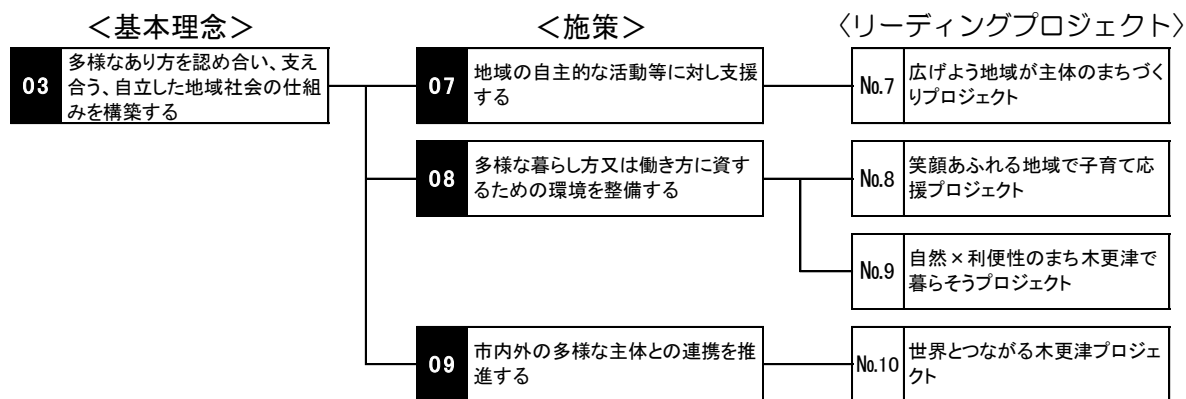
民間事業者が鎌足地区に計画している農業体験施設やグリーンツーリズム、地産地消のレストラン等の新たな交流拠点の形成に向けて、地区計画を決定するとともに、その他支援を行います。

## 多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築する

### (1) 基本的な考え方

本市は、豊かな自然が残されている一方で、東京湾アクアラインを通じ都心に近接し、優良な住宅地の供給や大型商業施設の集積等が進展する中で、多くの方々が移り住み、人口が増加しています。また、これまでの本市のまちづくりは、多くの市民や団体等の主体的な取組に支えられ発展してきました。こうした強みを活かし、さらに伸ばすため、多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みの構築をめざします。

このため、地区まちづくり協議会や自主防災組織等の地域が主体となった自主的な活動に対し支援します。また、多様なライフスタイルを実現できる子育てや暮らしの環境整備を図ります。さらに、市内外の多様な主体との連携を推進します。



### (2) リーディングプロジェクト

#### No.7 「広げよう地域が主体のまちづくりプロジェクト」

防災や防犯、福祉等のさまざまな地域課題の解決に向けて、地域が主体となって取り組むことのできる仕組みづくりとして、地区まちづくり協議会の新規設立を促進するとともに、まちづくり協議会に参加し、ともに活動する地域推進職員を通じた支援の充実等により、全市的な取組へと拡大を図ります。また、東京湾アクアライン効果を活かし、職住近接の新たな玄関口となった金田地区の地域性を踏まえ、人口増加に対応した施設整備を図ることで、賑わいある交流拠点の形成及び商業・居住機能が調和した良好な住環境のまちづくりを推進するため、金田地域交流センターを整備します。

#### ●めざそう値

指標	策定時	現状	めざそう値
地区まちづくり協議会設置数	7地区 (H28.12 現在)	7地区 (H30.3.31 現在)	全15地区 (H31年度)

#### ●具体的な取組

取組名(担当課)	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
地区まちづくり協議会への支援(市民活動支援課)	地域推進職員導入	▶	▶	▶
金田地域交流センターの整備(市民活動支援課)	実施設計	建設	▶	供用開始

## No.8 「笑顔あふれる地域で子育て応援プロジェクト」

安心して子育てができる環境づくりとして、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目ない健康づくりへの支援を行う母子保健コーディネーターを配置するとともに、「子育て世代包括支援センター」の設置に向けた取組を進めます。また、児童の預かりの手助けをして欲しい方と、手助けをできる方が、身近な地域で子育ての相互援助を行うファミリーサポートの取組を推進するとともに、保育園の待機児童解消に向け取組を進めます。さらに、子育て期の女性を対象とした就労支援を行います。

### ●めざそう値

指 標	策定時	現 状	めざそう値
出生数	1,094 人 (H28 年)	1,036 人 (H30.4.1 現在)	1,150 人 (H31 年度)

### ●具体的な取組

取組名 (担当課)	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
妊娠・出産・子育てへの連続的支援 (子育て支援課)	実施	拡充	実施	▶
母子保健コーディネーターによる母子支援 (子育て支援課)	検討	実施	▶	▶
子育て世代包括支援センター設置に向けた取組 (子育て支援課)	検討	準備	設置	▶
ファミリーサポートの充実に向けた取組 (子育て支援課)	準備	実施	▶	▶
保育園の待機児童解消に向けた取組 (こども保育課)	地域型保育事業所 3園開園	認定こども園 1園開園	認可保育所 1園開園	既存保育園 増築
子育て期の女性の就労に対する支援 (産業振興課)	検討	実施	▶	▶
子ども家庭総合支援拠点設置に向けた取組 (子育て支援課)	—	検討・準備	実施	▶
乳児家庭全戸訪問 (里帰り出産分) の家庭訪問に向けた取り組み (子育て支援課)	—	検討・準備	実施	▶

## No.9 「自然×利便性のまち木更津で暮らそうプロジェクト」

多様な暮らしが実現できる本市の魅力を活かした移住・定住を促進するため、ハローワークや関連民間事業者等と連携し、相談窓口を設置するなど、希望者への支援を推進します。さらに、空家バンクを創設し、希望者に対するコーディネートを行うなど、空家の利活用を図ります。また、空家の購入者等に対し、リフォームに要する費用の一部を助成します。あわせて、多様なツールを活用し、住みたくなるまちとしての魅力を戦略的に発信するためのシティプロモーションを推進します。

### ●めざそう値

指 標	策定時	現 状	めざそう値
人口の社会増 (転入者数－転出者数)	1,111 人 (H27 年度)	616 人 (H30.4.1 現在)	1,400 人 (H31 年度)

●具体的な取組

取組名（担当課）	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
移住・定住の相談窓口の設置（産業振興課）	検討	実施	▶	▶
空家バンクを活用した移住・定住の促進（住宅課）	検討	一部実施	実施	▶
空家リフォームに対する支援（住宅課）	検討	▶	実施	▶
オーガニックシティプロモーションの推進（情報政策課）	検討	実施	▶	▶

**No.10 「世界とつながる木更津プロジェクト」**

多様な主体との連携を推進するため、関係機関と協力し、市民レベルの交流をはじめ、姉妹都市や友好協定の締結都市等との交流を深めます。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、市民の国際理解を促進するとともに、事前キャンプ地誘致に向けた取組を推進します。さらに、市や企業、商店、学校等でフェアトレード商品が広く浸透し、その普及を継続して推進するフェアトレードタウン\*への認定をめざした取組を進めます。

●めざそう値

指 標	策定時	現 状	めざそう値
海外との友好協定（覚書を含む）の締結数	2件 (H28年度)	4件 (H30.4.1現在)	5件 (H31年度)

●具体的な取組

取組名（担当課）	スケジュール			
	H28	H29	H30	H31
国際交流の推進（企画課）	推進	▶	▶	▶
2020年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致への取組（企画課）	推進	▶	▶	▶
フェアトレードタウン認定に向けた取組（企画課）	検討	広報啓発	▶	▶

\*フェアトレードとは、適正な価格で取引することを通して、開発途上国の農家や小規模生産者・女性など、立場の弱い人々の自立を支援する国際協力です。

**(3) その他の主な取組**

**①地域の自主的な防災活動に対する支援（危機管理課・警防課／施策07）**

自主防災組織による活動を促進するため、新規設立団体に対する資器材の交付等の支援を行うとともに、避難行動要支援者名簿を活用し、災害時に円滑に避難支援等ができる環境づくりを推進します。また、自主防災組織などが整備する災害用井戸などの設備に係る初期費用の一部助成について検討するとともに、災害時において自主防災組織と消防団とが円滑に連携協力できるよう支援を行います。さらに、地域の事業所等が、災害時に協力できる事項をあらかじめ登録し、地域住民が活用できる制度の創設について検討を進めます。

**②地域で暮らせる福祉環境の整備（高齢者福祉課／施策 07）**

日常生活において支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、高齢者を支える体制づくりを推進するとともに、住民が担い手として参加する住民主体の活動や多様な主体によるサービスの提供体制を構築します。また、高齢者の介護予防の強化を図るため、「住民主体の通いの場」の立ち上げや活動の継続に向け支援します。

**③誰もが活躍できる環境の整備（企画課／施策 08）**

一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。

**④他自治体との連携の推進（企画課・行政改革推進室／施策 09）**

君津地域 4 市における連携した取組の推進に向け、定期的に意見交換を行います。また、公共施設の相互利用の拡大を図るため、市外料金の撤廃について、近隣市と共同で調査・研究を進めます。



## 第3章 附属資料

### 1 その他主な取組の内容

摘要	取組名	概要	課名	H28	H29	H30	H31
P 6 ①	地域のまち美化活動への支援	環境美化の促進を図るため、各小学校と地域との連携により、花を育て、歩道や公共用地への花の植栽等を行うなど、地域住民・団体等が自主的に取組むまちをきれいにしていく美化活動を支援します。	まち美化推進課	実施	▶	▶	▶
P 6 ①	リサイクルフェアを通じた意識の醸成	ごみに対する市民の関心を高め、ごみの減量化・資源化等の取組みに理解と協力を得るため、毎年、リサイクルフェアを開催します。	まち美化推進課	実施	▶	▶	▶
P 6 ①	ごみ減量化資源化の推進	子ども会や自治会等の資源ごみ集団回収への助成や生ごみ減量化を推進するため、肥料化容器等の購入設置者への助成など、一層の普及・啓発を図ります。	まち美化推進課	実施	▶	▶	▶
P 6 ①	市民まち美化活動の促進	ごみの散乱防止と地域環境美化の促進及び美観風致維持のため、市民、地域と連携し、市域の清潔な環境づくりを推進します。	まち美化推進課	実施	▶	▶	▶
P 6 ②	スポーツを通じた健康づくりの推進	スポーツ体験会やスポーツ・レクリエーション大会等の開催を通じ、市民の健康体力づくりを推進します。	スポーツ振興課	実施	▶	▶	▶
P 6 ②	健康きさらづ21の推進	「第3次健康きさらづ21」に基づき、健康寿命の延伸・健康格差の縮小に向け取組を推進します。	健康推進課	実施	拡充	▶	▶
P 6 ②	「きさらづ健康ウィーク」実施による健康づくりへの支援	健康ウィークを開催し、健康と体力づくりを意識したスポーツ活動の実践や健康に対する意識向上を図ります。	健康推進課	実施	▶	▶	▶
P 6 ②	「健康マイレージ」実施による健康づくりへの支援	健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を実践する契機とするため、「健康マイレージ事業」を実施します。	健康推進課	実施	▶	▶	▶
P 6 ②	食生活改善活動による食育啓発活動	各種イベントや健診会場で食育活動を行い、健康に対する意識向上を図ります。	健康推進課	実施	▶	▶	▶
P 6 ②	若年期からの生活習慣病発症予防の推進	若年期のメタボリックシンドローム要支援者に食事管理等の支援を行い、健康不安の解消等を図ります。	健康推進課	実施	拡充	実施	▶
P 6 ②	木更津市健康増進センターの運営	健康増進センターを通じて、運動の場を提供し、市民の健康増進に寄与します。	健康推進課	実施	▶	▶	▶
P 6 ②	健康づくりに向けた環境整備	運動による健康づくりの場を提供するため、江川総合運動場の拡張整備事業を推進します。	スポーツ振興課	実施	▶	▶	▶
P 6 ③	国際理解教育の推進	様々な国籍を持つ外国語指導助手（ALT）を市内の小中学校に派遣し、言語や異文化の理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育てます。	まなび支援センター	実施	▶	▶	▶
P 6 ④	確かな学力の育成の推進	学習意欲の喚起や基礎・基本の定着を図るため、算数・数学検定等を実施します。	学校教育課・まなび支援センター	実施	▶	▶	▶

P 6 ④	少年自然の家キャンプ場を拠点とした青少年の自然体験活動の促進	少年自然の家キャンプ場の利用促進を図るとともに、豊かな自然環境と真里谷城跡の歴史的環境を生かした事業など、新たなプログラムの実施に向けて取り組み、青少年の生きる力と豊かな人間性を育みます。	生涯学習課	実施	拡充	実施	▶
P 6 ⑤	学校支援ボランティア活動を通じた人材育成と地域コミュニティの結びつきの強化	学校支援ボランティアを通じて、特色ある学校づくりや地域コミュニティの強化等に寄与し、また、子どもたちの心の教育を推進します。	学校教育課	実施	▶	▶	▶
P 6 ⑥	各種事業を通じた人材育成の推進	市民公開講座、生涯学習フェスティバル(実行委員会)など、市民の学習機会を提供することで、まちづくりを担う人材を育てます。	生涯学習課	実施	▶	▶	▶
P 6 ⑥	地域課題に取り組む人材育成の推進	地域課題に取り組む事業を通して、課題解決に主体的に参画する人材を育成します。	中央公民館	実施	拡充	▶	実施
P 6 ⑥	市民後見人の育成	高齢者や障害者等が、自分らしく安心して暮らすことができるように成年後見制度の仕組みづくりを進めます。	自立支援課	実施	▶	▶	▶
P 6 ⑥	みなとまち木更津推進協議会を通じた市民主体のまちづくり	「みなとまち木更津推進協議会」の活動を通じて、多様な主体が「市民が主役のまちづくり」を実践できる場を提供します。	観光振興課	実施	▶	▶	▶
P 6 ⑦	自主的な防災活動を支える人材の育成	地域における自主的な防災活動を支える人材育成を推進するため、各種支援や実務者講習等を実施します。	危機管理課	実施	▶	▶	▶
P 6 ⑧	木更津市職員の人材育成基本方針の改訂	「ふるさと木更津」を次世代に引き継ぎ、持続可能な未来を創るため、職員の能力向上、組織力を高めることを目的とし、人材育成基本方針を改訂します。	職員課	検討	計画	実施	▶
P 6 ⑧	社会教育関係職員の人材育成	地域の人材等をつなぎ、具体的な行動を促す役割を担う職員を育成するため、支援や研修を行います。	生涯学習課	実施	拡充	実施	▶
P 6 ⑨	産業・創業支援センターを通じた支援の推進	産業・創業支援センターを拠点として、あらゆる分野の産業支援を行うことで、産業の活性化を推進します。	産業振興課	実施	▶	▶	▶
P 6 ⑩	地域学習の推進	小学校3・4年生が社会科の学習で使用する副読本の編集を通して、本市の歴史や情勢を的確に理解するとともに、地域の一員としての自覚や誇り、愛情を育む教育の推進を図ります。	まなび支援センター	実施	▶	▶	▶
P 6 ⑩	木更津市史編さんに向けた取組	新たな『木更津市史』編さんを通して、本市の文化・歴史・自然を再確認するとともに、全国へ発信し、魅力ある木更津を紹介していきます。	文化課	実施	▶	▶	▶
P 6 ⑩	良好な景観形成の推進	良好な景観形成の推進を図るとともに、地域への誇りや愛着を醸成するため、講演会や写真展を開催します。	都市政策課	実施	▶	▶	▶
P 9 ①	企業誘致の推進	かずさアカデミアパークをはじめとする誘致拠点への企業立地を促進し、経済活動の活性化を推進します。	産業振興課	実施	▶	▶	▶
P 9 ②	農地等の利用の最適化の推進	地域ごとの農地パトロールや地区懇談会の開催等を通じて、農地利用の集積・集約化や新規参入の促進を図ります。	農業委員会事務局	実施	拡充	実施	▶
P 9 ③	環境に配慮した農業活動の推進	環境負荷の低減を図る資材の導入等の取組に対して支援を行います。	農林水産課	検討	実施	▶	▶
P 9 ③	木更津産農林水産物等の流通促進	流通事業者や飲食店等を対象に木更津産農林水産物のPRを行うほか、生産者団体等と連携し食と農をテーマとするイベントを開催します。	農林水産課	実施	▶	▶	▶

P 9 ④	環境負荷の少ない交通手段の推進	共用車両を環境性能の優れた車両へ入れ替えるほか、公用自転車を導入し、環境負荷の低減に努めます。	管財課	検討	▶	実施	▶
P 9 ④	公共建築物整備の基本指針に基づく整備の推進	オーガニックなまちづくりを踏まえた公共建築物整備の基本指針を策定し、指針に基づく取組を推進します。	営繕課	策定	推進	▶	▶
P 9 ④	環境に配慮した木造校舎の建設	中郷小学校について、自然で温かみのある木造校舎を建設するとともに、太陽光発電設備を設置します。	施設課	実施	▶	▶	—
P 9 ④	公園整備の取組	地球温暖化対策として、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備を推進します。	市街地整備課	実施	▶	▶	▶
P 9 ④	水道施設における自然エネルギー利用の推進	官民連携による水道施設の特性を利用した効率的な小水力発電の取組について、経済性、導入方法等の検討を行います。	工務課	検討	▶	実施	▶
P 10 ⑤	住宅用省エネルギー設備導入の促進	一般家庭等に住宅用省エネルギー設備を設置する方に対して補助金を交付し、環境に配慮したまちづくりをめざします。	環境管理課	実施	▶	▶	▶
P 10 ⑥	生ごみ堆肥化への取組	市内小・中学校等から発生した給食の残りを堆肥化し、ごみ減量化を推進します。	まち美化推進課	実施	▶	▶	▶
P 10 ⑦	盤洲干潟の保全に対する支援	自然干潟の環境保全の維持を推進し、干潟保全に関する市民等の意識を高めるほか、ボランティア団体に補助金を交付します。	環境管理課	実施	▶	▶	▶
P 10 ⑦	漁場の環境保全及び生態系保全に対する活動支援	干潟等の漁場の環境及び生態系を保全する活動に対し支援を行い、水産資源の増進、安定供給を図ります。	農林水産課	実施	▶	▶	▶
P 10 ⑦	林業の振興	森林の整備や再生への支援、里山・林の整備・保全活動への支援を行います。	農林水産課	実施	▶	▶	▶
P 10 ⑧	木更津都市計画地区計画の決定	鎌足地区において、耕作放棄地の解消、有機農産物の生産販売などに取り組む団体の取組の推進を図るため、地区計画を定め、循環型農業の推進に寄与します。	都市政策課	実施	—	—	—
P 10 ⑧	新たな交流拠点形成に対する支援	事業者が行う地域振興や農業振興を推進する農村と都市との新たな交流拠点の形成の取組に対し支援します。	農林水産課・産業振興課	実施	▶	▶	▶
P 13 ①	地域が自ら動き、支えあう防災活動の推進	新規設立の自主防災組織に対し資器材を交付するほか、避難行動要支援者名簿を活用し、災害時に円滑に安否確認や避難支援をするための環境をつくります。	危機管理課	実施	▶	▶	▶
P 13 ①	自主防災組織などが整備する防災基盤への支援	自主防災組織などが整備する災害用井戸などの設備に係る初期費用の一部助成について検討します。	危機管理課	—	検討	▶	実施
P 13 ①	消防団と自主防災組織との連携強化に向けた取組	災害時において消防団と自主防災組織との適切な役割分担のもと、相互の連携協力を図るための支援を行います。	警防課	検討	▶	実施	▶
P 13 ①	災害時支援者登録制度の創設に向けた取組	事業所等が災害時に協力できる活動内容を登録し、地域住民に周知する制度について検討します。	危機管理課	—	検討	▶	実施
P 13 ②	生活支援体制整備の推進	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続できるように、高齢者を支える体制づくりを推進します。	高齢者福祉課	検討	実施	▶	▶
P 13 ②	介護予防活動の育成・支援	高齢者の介護予防の強化を図るため「住民主体の通いの場」の立ち上げや支援を行います。	高齢者福祉課	実施	▶	▶	▶
P 13 ③	男女共同参画の推進	性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざして、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。	企画課	実施	▶	▶	▶
P 13 ④	広域連携の推進	君津地域4市で連携した取組を推進するため、定期的に意見交換会を開催します。	企画課	実施	▶	▶	▶

P 13 ④	公共施設相互利用の 促進	市内外の交流の活性化等を図るため、公共施設の相互利用をめざし、市外料金の撤廃について、近隣市と共同で調査・研究を進めます。	行政改革 推進室	検 討	▶	未 定	▶
-----------	-----------------	---	-------------	--------	---	--------	---

## 2 木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例

### 木更津市条例第28号

#### 木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例

本市は、東京湾最大の盤洲干潟や万葉集に歌われた上総丘陵を有し、海と山に囲まれた自然豊かなまちです。また、菅生遺跡や金鈴塚古墳等から、原始、古代より重要な地域として栄えたことがうかがえ、近世からは木更津船を通じた江戸との交流により港町として繁栄し、江戸前独特の気風が生まれてきた、歴史、文化のあるまちです。近年は、東京湾アクアライン等の広域的な幹線道路網の整備進展に伴い交通利便性が向上し、多様な都市機能が充実する中で、まちの活力が高まっています。

一方で、わが国は、少子高齢化が急速に進行するとともに、本格的な人口減少社会が到来しており、経済成長の鈍化や環境問題の深刻化等とあわせ、地方自治体は持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

本市が、持続可能なまちであるためには、自然と都市機能が調和し、多様な資源が域内循環する中で、賑わいにあふれ、多くの人や企業を引き付けるまちであるとともに、市民、団体が、自ら課題を解決しようとし、互いに認め合い、支え合いながら、いきいきと輝いている、魅力あるまちである必要があります。

ここに、オーガニックなまちづくりの視点として、地域社会を構成する多様な主体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承していくことをめざし、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、オーガニックなまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び団体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承していくことを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オーガニック 持続可能な未来を創るため、地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする考え方をいう。
- (2) オーガニックなまちづくり オーガニックなまちづくりの視点として、地域社会を構成する多様な主体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承しようとする取組をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。

#### (オーガニックなまちづくりの基本理念)

第3条 市は、次に掲げる事項をオーガニックなまちづくりの基本理念とする。

- (1) 地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育むこと。
- (2) 自然と共に発展する持続可能なまちの基盤を整備すること。
- (3) 多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定めるオーガニックなまちづくりの基本理念に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育むため、次に掲げる事項を考慮した施策
  - ア オーガニックなまちづくりに対する機運を醸成し、多様な人材を育む機会を設けること。
  - イ 新たな活動等に挑戦する市民及び団体を支援し、有機的な連携を構築すること。
  - ウ 学校教育、社会教育等を通じて、ふるさとに誇りと愛着を持つ市民を育むこと。
- (2) 自然と共に発展する持続可能なまちの基盤を整備するため、次に掲げる事項を考慮した施策
  - ア 多様な地域資源を活かし、新たな価値を創出する産業を振興すること。
  - イ 地産地消など域内循環を促進し、環境に配慮した事業活動又は暮らし方を奨励すること。
  - ウ 地域特性に応じた拠点を形成し、豊かな里山及び里海を保全し、活用すること。
- (3) 多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築するため、次に掲げる事項を考慮した施策

- ア 地域の自主的な活動等に対し支援すること。
  - イ 多様な暮らし方又は働き方に資するための環境を整備すること。
  - ウ 市内外の多様な主体との連携を推進すること。
- 2 市は、オーガニックなまちづくりを推進するにあたり、情報を発信するとともに、広く市民及び団体から意見を聴取し、施策へ反映するよう努めるものとする。  
(市民及び団体の役割)
- 第5条 市民及び団体は、オーガニックなまちづくりへの理解を深め、市の施策に協力するとともに、他の市民又は団体と協力して、オーガニックなまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 附 則  
この条例は、公布の日から施行する。